

平成 2 7 年 第 2 回 定 例 会

総 務 常 任 委 員 会 会 議 録

(平成 2 7 年 6 月 2 日)

栄 町 議 会

総務常任委員会

議事日程

平成27年6月2日（火曜日）午後1時30分開会

事 件（1）付託議案の審査

請願第2号 「安全保障関連法案」に反対する意見書提出を求める請願書

出席委員（10名）

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 藤村 勉 君 | 副委員長 | 松島 一夫 君 |
| 委員 | 菅原 洋之 君 | 委員 | 大野 徹夫 君 |
| 委員 | 橋本 浩 君 | 委員 | 金島 秀夫 君 |
| 委員 | 染谷 茂樹 君 | 委員 | 山田 真幸 君 |
| 委員 | 大野 博 君 | 委員 | 大澤 義和 君 |

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 紹介議員 | 戸田 栄子 君 | 紹介議員 | 野田 泰博 君 |
| 紹介議員 | 高萩 初枝 君 | | |

出席議会事務局

| | | | |
|------|---------|----|--------|
| 事務局長 | 鈴木 正巳 君 | 書記 | 野平 薫 君 |
|------|---------|----|--------|

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、請願第2号「安全保障関連法案」に反対する意見書提出を求める請願です。請願第2号を議題とします。

お諮りします。請願第2号は、審査の必要から紹介議員の出席を求めることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

[紹介議員着席]

○委員長（藤村 勉君） では、戸田議員、野田議員、高萩議員よろしくお願ひします。戸田議員には、のちほど説明をお願いいたします。

○委員長（藤村 勉君） はじめに、請願文書表の朗読を書記にお願いいたします。

[野平書記 請願文書表朗読]

○委員長（藤村 勉君） 朗読が終わりましたので、紹介議員の戸田議員に本請願の説明を求めます。戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） ただいま、書記の朗読がありましたように、安全保障関連法案が、いま国会で論議をされているところですが、これが決定してしまってからでは遅いので、6月議会に、国に対する意見書を提出してほしいという請願者からの声がありまして、野田議員、高萩議員と共に紹介人となりました。皆さんもご承知のように、いま各政党がこの法案を巡って色々意見を交わしております。内容については皆さんもすでに国会討論や新聞報道等でご承知のことと思えますけれども、このまま安倍内閣の考えております安全保障関連法案がおつたら、日本が攻撃を受けていなくてもアメリカの要請があつたら、自衛隊と一緒に後方支援という名ではあっても、戦地に出向かい一緒に銃を握ることになるという大変な、危険なものだということが論議されております。

これに対して世論調査、各社で色々世論調査が行われておりますけれども、テレビ東京系の日経ではこの法案、反対が55%、賛成が25%、毎日新聞、反対が54%、賛成が32%、朝日新聞、反対が60%、賛成が23%です。その他、これ100にならないのは分からない、白紙、分からないと答えたんだと思えますけれども、分からない人が約20数%ですね。こういう世論調査の結果にもありますように、いまここで、本当に急いで、国民がよく分からない、

反対という世論が多い中でこんな大変なものを急いで法制化してしまっているのだろうか、憲法第9条では「戦争はしない」という過去の大戦の反省を踏まえて世界に誇れる日本国憲法が日本は持っているわけです。その憲法第9条がないがしろにされてしまうような国政にしたいわけではないという思いで、私は今回、この法案に対し栄町議会、ここにもありますように恒久平和を確立するための非核平和都市宣言をしております。その議会として国にこの法案を通すことは止めてくださいという意見書を提出してほしいという願いを受けまして、この議会に、紹介議員として請願書に賛成をいたしました。ですので、栄町議会としてもこの意向に沿うように皆さんのご賛同をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（藤村 勉君） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 先程、戸田議員の説明の中で、日本経済新聞・毎日新聞・朝日新聞の世論調査の結果を示されましたが、読売・産経は世論調査やってないのでしょうか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） これはたまたま新聞に載っていたときに日経・毎日・朝日の結果が出ていたんですね。ですからこれは後日、あれでしょうけども、たまたま日経・毎日・朝日が出てたものですからすいません。申し訳ありません。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 日経・毎日・朝日は、産経・読売と会社の立場が違いますので、片方のアンケート結果だけ公表するのはいささか方手落ちではないかというふうに考えてお尋ねいたしました。

先程、戸田議員は国民がよく分からない状態だというふうなことをおっしゃいました、この法案の中身について。それは間違いないですか。確認します。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） よく分からないというか、皆さんもご承知のように法案の中身そのものを取りますとA4で50ページ、50何ページありますので、それを私自身、精査するだけの時間と能力がございませんで、私は国会討論や新聞紙上等の中から、それから日本が過去の経過と平和憲法が生まれたゆえん等をずっと自分の人生を通して考えた中で、いま安倍さんがしようとしていることは、とても大変な道に行くのではないかというその思いですので、国会討論を聞いていまして…

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員、戸田議員、戸田議員、いま松島委員の質問とちょっと外れているので。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） もう一度言いましょうか。戸田議員の説明の中で、国民がよく分からない中でこういう法案を通そうとしているというふうな発言があったと思いますけども、そ

う発言なされたのは間違いないですかとお尋ねしたんです。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） では、私の言い方が悪かったと思うんですが、よく分からないと思う…あ、そう言いました、最初にね。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 国民がよく分からない中でアンケート調査は無意味だと思います。よく分からないものに賛否を出すというのは極めて意味のないことだというふうに考えております。それに対する答弁はいいです。

ところで、戸田議員がお考えになっている戦争というものはどういうものですか。戦争の定義を教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 戦争というのは、私の想いは第二次世界大戦、日本が過去に行ったように侵略もされていないのに攻撃も受けていないのに武器を持って他国へ行ってそこで戦争、って戦争ですから。ここで言う防衛とまた違うと思うんです。今回、ここで問題になっているのは日本が攻撃を受けていなくても有効、いわゆる隣国のそういう要請があったら。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 質問の答えだけお願いします。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 本会議でやらないようにここでやっていますから。

戦争とは、攻撃もされていないのに外国へ行って戦うことだと、戸田議員はおっしゃいました。更にこの請願主旨に、日本に対する武力攻撃がない場合でも行くんだとここに書いてありますけども、今回の安全保障法案の審議等を聞いておきますと、日本が何もされないのに外国行って何かするというふうな政府の説明は当然ないし、そういう答弁もないんですが、このものの書き方はどうなんですか。戸田議員がそう思うんですか、それともこの法案には日本に対する武力攻撃がなくても日本は外国へ行って軍事活動を展開するんだとこの法案は示しているということなんですか。その辺、どうなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 国会の討論、委員会や本会議の中でも、これは各政党、共産党、民主党、他の政党の国会議員の方々も、日本が攻撃を受けていなくてもこの集団的自衛権の行使が時の政府の判断でこれは必要だと、自衛隊が出動することが必要なんだと判断されたら、日本が攻撃を受けていなくてもアメリカが日本の自衛隊も出動してくれと要請があったときにそのときの内閣が出動すべきとなったときには、攻撃を受けていなくても戦争と一緒にアメリカと武器を持つことになるんだよという討論、論議がされて、それを認めています。そういう意味です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） それはないと思います。私はその全ての国会審議等を聞いていたわけではありませんが、日本が集団的自衛権という権利を行使するにあたって、何もなくてもアメリカが来てくれと言われたら出ていくというふうな答弁はありませんし、法案の解説にも、どの新聞にもそういうふうな解説はなかったと思いますけれど。その点、どうなんですか。本当にそうなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） そうなる危険性が大であって、この集団的自衛権の行使の中には、今の憲法第9条の問題もからんできますから、現状ではできないけれども、時の政府が未だど安倍政権が、これが必要だというふうに決定すれば、アメリカの要請に応じて自衛隊が出動するという、その辺が条項に入っていると思います。その論議を私は国会討論等で聞いてます。でなければこんな問題にならないんじゃないですか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今回、これがすごく問題になっているのは、先程戸田議員がおっしゃったように、40何ページもある法案であると。更に色々な法律が一緒くたになってこの関連法案というふうにひとくくりにされています。更に何とか事態、何とか事態という事態が多すぎる。事態という、極めて曖昧なもの言い方が多すぎる。更にグリーゼンという本当にグリーゼン、我々が聞いていてグリーゼンだという規定も多すぎる。そんな中でよく分からないというのが実態だと思います。よくわからない中で、それに反対する側のはっきり言ってデマ宣伝やなんかも出ているわけです。それに引きずられた議論がありすぎるんじゃないかと思いますが、戸田議員その辺の認識はいかがですか。

○委員長（藤村 勉君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） この、いま松島委員が言われたように、本当に色々な法案が一緒になって出てきて、それが一つになって、実を言うと安全保障関連法案って大きく2つあるんです。2つあって、それが国際平和支援法案というのと、それから平和安全法制整備法案というのが2つになって、自衛隊法とか何とかいうのは1本にまとめられているのが平和安全法制整備法案というものなんです。10本が1つにまとまっているんです。その他に后方支援を迅速にしようということで、国際平和支援法案というのが2つあるんです。これを2つを称して安全補償関連法案と呼んでいるんですが、この説明をいま、一所懸命に議会でしてる最中なんです。

それで、確かに松島委員の言われることも一理あって、それがまだ、決着していない段階なんです。私がこれを、請願書を見たときに、そうだよなと思ったのは、この決着する前に、アメリカでこれは夏まで成立しますよということを日本の代表者の首相が言って、もう話しちゃってる。それを、まだわからないものをそこまで話してとにかく6月中に決めてしまおうとい

う、それは大きな意味で憲法というものを、憲法というのは皆さんご存知だと思います、私達の住民、普通の人が国の政治家達に課した大きな法律というか憲法なんです。それに基づいて国会議員達が法律を作っていくわけです。だからこの憲法というのは我々が国に、こうしなさいよと言ったものを解釈を、今まできたのは解釈を全く変えて、ここまではいけるんだという事をしようとしているんです。それはまだ、決着していないんです。だから、そうやって考えると今、ここで本当に先に決着して、決着する前にアメリカで夏までに成立しますよと約束しちゃって、これが本当にそれでいいのかなという疑問です。

それからテレビで、ラジオでも新聞でも、私の見ている範囲では説明が非常に不十分で、見ている人達にもよく理解できない。理解できないものを反対していいんですかと言われるけれども、理解できないからこそ、そんな大きな憲法の解釈まで変えてしまうということに対して、反対せざるをえないなという気持ちで、私は今、反対を出したんです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 憲法解釈の問題なんですか、それとも安倍総理が8月までに決着をつけるというふうに約束したことが問題なんですか。

○委員長（藤村 勉君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それは8月までに決着してこういうふうにしていくよというのは憲法解釈に繋がってくるという意味で私は話しています。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 法律を作るときに、何時何日^{いついつか}までにこういうふうにして、こうするという発言は、決して悪いことではないと思います。国会軽視でもないと思います。私はそう考えております。いつになるかわからない法案を提出するほうがよっぽど馬鹿な話で、そのように考えています。これは見解の相違ということで、しょうがないと思います。

○委員長（藤村 勉君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） それを日本でやるならばいいけれど、アメリカの大統領に、先に約束して、期日を決めて日本の国会で決めようというそのところが私は、どうも、なんでアメリカ追従なのという感じをしたからそういうふうに言っています。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） それは今回の請願の内容に関わっておりませんので、この件はよろしいんですけれども、更に「戦争国家になれば」というふうな文言がございますが、戦争国家って何ですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 皆さん同じだと思うんですけど、今は、何回も言いますが、憲法第9条があって、二度と再び戦争しないことを誓っていますが、それが第9条がもちろん、そうするには第9条を変えなければできません。今の第9条があるかぎりには、それは行使でき

ませんので、当然、憲法を変えるには本来なら4分の3ですか、必要ですよ、第96条で。それが今度過半数でも変えられるような法律に変えるんじゃないかとかって議論が出ていますけれど、まず、それをしなければ当然、政府が考えていることはできませんけれども、そういう形にもっていくであろうと。そうすると今まで第9条が支えになって過去の反省から、もう、戦争はどんなことがあってもしないよと言っていた日本が、戦争する国になるという意味だと私は思います。ここには第9条がからんでくると思うんです。今の現時点ではできません、これは。どんなことがあってもできません、できないです。第9条が憲法の中で活きている限り。それを換えようとしているんですから。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） つまり、集団的自衛権を行使するということが戦争国家だというふうに理解していいんですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） そうですね、集団的自衛権の行使は、自国の中では今の憲法ではできませんから、当然、これをやることによって次は憲法改正、この閣議決定が今度、法制化されてなったんだから第9条を変えらるようになっていくと思うんです。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。戸田議員。戸田議員。戦争国家とはどういうふうなものを言っているんだということで質問されているので。戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 戦争国家、戦争をする国ですよ。いま戦争しませんので。と思いますけど。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 確認したのは、集団的自衛権を行使する国家を戦争国家というのですか、とお尋ねしたんです。

○委員長（藤村 勉君） 野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 集団的自衛権が戦争国家かというのと、それとそれはまた違って、戦争国家になれば、要するに戦争が他国に行ってもできるよ、戦争を補助したり兵^{へい}站を守るために軍艦を派遣したり機雷を取ったり兵^{へい}站を守るようなことをすれば他国との戦争に一步近づくんじゃないですかと。それを「戦争国家」というふうに表現してます。ですから、その戦争国家に対しては例えば自民党の谷垣さん、この人も世論調査で国民の理解が深まっていない、この世論調査は読売新聞と産経新聞はしてませんというような話はしていないでしょう。世論調査でも国民の理解が深まっていないと言ってるし、例えば公明党の山口さん、この人も、政府が誠実に答弁して国民の理解を得る最大の努力をしなければならぬと言ってるんですが、今、最大の努力をして我々見ている普通の人間が、テレビで中継を見ててどうしてもそれが理解できない、そういうことからこの請願を出しているわけです。これは、いま松島委員が言っている部分というのは請願趣旨という部分で、請願事項はこうですよということを言

われていて、自衛隊が今まで確かに余所に出て1人も殺せなかった、殺さなかった、殺されもしなかった、戦争に巻き込まれて。それは第9条があったから。でもその第9条があるからこそ他国に守ってもらっているという^{じくど}忸怩たる気持ちもあります。

しかし、この第9条があるからこそ今までの繁栄がある意味でできてきた。その矛盾点は物凄くたくさん含んでますけども、これをもう少し国民に広く理解させるようなことをしてからでないと、これができると禍根を残しますよということです。その前にアメリカでいつまでに作ってしまいますという約束をしたことがはっきり言って、私達、私はものすごくがっかりしています。そういうことです戦争国家とは。分かりましたか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今の野田紹介議員の説明よくわかりません。言ってもわからないと思います。請願主旨のことをお尋ねしているのであって、安倍さんがアメリカで何をやってきた話はどうでもいいんです。この請願主旨の冒頭に集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化するための法案を提出すると書いてあるんです。その内容はこうだここに書いてある。それはこの請願を出された方がこの法案の内容はこうだと理解された部分で、これはそうじゃないだろうというのとそうだというのが意見がありますからこれは置いておきます。

要は、集団的自衛権行使容認の法案ですよと書いてある。この法案は、海外で戦争する国にするんだと、戦争国家になればこうなるんだと。この文脈からいくと、集団的自衛権行使の容認というのは戦争国家になるんだというふうに文脈では読めるんです。そこで集団的自衛権行使をすると戦争国家なのですか、というふうな定義をお尋ねしたんです。おわかりですか。それで、そうなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 請願者の趣旨もそうですし、私自身も紹介議員として思うのは、今までと違ってこういうことになったら日本はそういう国になってしまうと思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、集団的自衛権の行使を容認する法案はどのような法案であってもだめなんだというふうなのがこの請願の^{がんもく}眼目と考えてよろしいんですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） いま、国が論議している集団的自衛権の行使の内容というのは、日本が攻撃を受けていなくてもアメリカの要請があつたら日本も攻撃を受けていなくても一緒に自衛隊が行って銃を握るんですと、そのことが含まれているからだめだという意味です。何か難しく考えてないですか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、集団的自衛権の行使そのものを否定しているわけではないんですね。いま提案されている法案が集団的自衛権といいながら自衛ではないんだと、

アメリカの戦争に日本が駆り出されるんだと、日本の自衛ではないよと、この法案は。では集団的自衛権の行使は容認なされているというふうに考えていいんですね。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 容認していない。国会討論に以上に難しいね。その道に繋がってしまうよということ。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 多分、わからないんだと思います、私のお尋ねしていることが。私ははっきり言って国語の文脈でお尋ねしているんです。この内容は見解の相違なので、どうもならんことだと思います。憲法第9条は戦争の反省から作られたなどという全くでたらめなことが書かれているわけですから。なぜでたらめかといったら、野坂参三が国会で何を言ったか思い出せば戸田議員もおわかりになると思いますけれど。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 一つ確認させてください。いま東アジアというか西太平洋の状況ですけども、南シナ海でいま、人民解放軍がやりたいことをやっています。きれいなサンゴ礁に生コンぶち込んで基地を作っているというふうな状況がある。これは、一つにはアメリカが、オバマが、世界の警察辞めちゃうというような発言をしたことも影響があると思うんですけども、日本の近くの海では尖閣があって、この前小笠原へサンゴの密漁船団が来て、この間の台風のときには五島列島の港へ中国の漁船が200隻も入った、台風避難だという名目で。彼らはいま、第一列島線越えたんです。中国人民解放軍が第一列島線を越えようとして、アメリカがその第二列島線の向こうまでいま撤退しようとしているんです。海兵隊をグアムに持って行った、一部はオーストラリアのダーヴィン基地まで持って行ってる。オーストラリアは中国のミサイルが射程外だから。でもグアムまでいま、ギリギリ届く。そういうふうにいま日本を取り巻く国際情勢って非常に緊迫しています。この辺のところに対する危具は戸田議員はお持ちですよ。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） もちろん、危具は持っていますけれども、いま松島委員がおっしゃったことについて、逆に中国の立場からいったら、また沖縄の基地を拡大、沖縄県の3分の2も基地がある中、更にまた辺野古の海に作ろうとかそういう逆の方向で中国に対する脅威を抱かせるような方向にいま日本は動いていますよね。沖縄県民も、知事が辺野古移転は反対だという地位が勝利しても、なおかつ安倍さんが、作るんだという強行にする、そういう日本の威嚇した行動に対して、逆に中国は私達が考える以上に日本に対して防衛線を張るとか脅威を持っていると思うので、目には目を、歯には歯をというやり方がどこまでエスカレートしたら治まるのかと、私個人は思っています。そうしないためにも武力と武力じゃなくて、もっと話し合いを、人間の話し合いで友好的にする方向をとことん考えないとエスカレートして地球

爆発しますよ、そんなことやったら。そう思ってるので、逆に今のこれはそういう方向に行くことになる。中国・朝鮮は脅威を持っていますよ、日本に。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ずいぶん戸田議員は中国人民解放軍に優しいけど。日本を中国人民解放軍は脅威だなんて思ってませんよ。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） そういう話だったらきりがなし、全て終りになっちゃうから。

○委員長（藤村 勉君） ちょっと待ってください。戸田議員、ちょっと待ってください。松島委員。

○委員（松島一夫君） そういった、我が国を取り巻く国際情勢とか安全保障環境というものを全く無視した中で、これに反対するのは、私、危険だということを申し上げて終わりにします。

○委員長（藤村 勉君） ほかに何かございますか。どうですか。質疑ないですか。では、これにて質疑を終わります。戸田議員、野田議員、ご苦労様でした。

○委員長（藤村 勉君） 紹介議員の説明及び質疑応答を踏まえて、本請願に対し、各委員からの意見を含めた討論をお願いします。ありませんか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この請願ですね、いま、立法化を止めてくれなんですけれども、法案として国会に提出されているんです。国会に提出されている法案を立法化するなということ、否決若しくは法案の取下げ、この二つしか方法がないんだと思いますけれども、これの決議の相手先が内閣総理大臣と衆・参議長なんですけれども、内閣総理大臣は当然、自分から提出した法案であるので取下げはしないと思うし、否決方向はない。衆・参議長にこれを否決しろというのは、衆・参議長の立場としてはあくまでも中立ですので、これを否決する方向に議会、会議を誘導することも無理であろうと。となると、この提出先にはいささか疑問があるということだけ申しておきます。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。

○委員（大野徹夫君） この請願から外れていると思いますけども、例えば消防署員・消防団員は火災等があればそれを人命を救助に一所懸命やるわけです。では、自衛隊は何のためにあるんですか、戸田議員。

○委員長（藤村 勉君） 質問は終わっています、大野議員。

○委員（大野徹夫君） 失礼しました。

○委員長（藤村 勉君） 戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） あとでお話してもいいですけど、消防は消防でわかりました。

○委員長（藤村 勉君） だから、私はこう思うという形で言ってくれば、それが討論で

す。賛成とか反対とか。戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君） 自衛隊に入ったからには戦争するのが当たり前と思って入ったんだと、例えば意見があったら…。

○委員長（藤村 勉君） 大野委員。

○委員（大野徹夫君） そこまでは言いませんけれども、やはり3. 11だってあれだけ人命救助に当たってくれているし、だから、私は反対です。

○委員長（藤村 勉君） この請願には反対だということですね。ほかに何かありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。請願第2号「安全保障関連法案」に反対する意見書提出を求める請願を採択することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手少数]

○委員長（藤村 勉君） 賛成少数です。4人です。よって、請願第2号「安全保障関連法案」に反対する意見書を求める請願は不採択すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたします。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。

以上をもって、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後2時7分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年6月22日

総務常任委員会委員長 藤村 勉